

環循適発第 1806224 号
環循規発第 1806224 号
平成 30 年 6 月 22 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

廃棄物規制課長
（公印省略）

建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、建築物の解体時等における残置物の取扱いについては「建築物の解体時における残置物の取扱いについて（通知）」（平成 26 年 2 月 3 日付け環廃産発第 1402031 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）で周知しているところであるが、平成 29 年 2 月に中央環境審議会において取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「現状と課題」として、「建築物の解体時等における残置物については、建築物の解体に伴い生じた廃棄物の収集及び運搬又は処分を行う者にその処理を依頼する事例等が見受けられる。」とされ、「見直しの方向性」として、「地方自治体、一般廃棄物処理業者、建設業者等の関係者の連携により円滑な処理が行われている事例があることから、これらの取組事例を含め、残置物の取扱いについて、地方自治体、処理業者、排出事業者等に周知していくべきである。」とされたところである。

については、貴職におかれては、建築物の解体時等における残置物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に従った適正な取扱いがなされるよう、下記事項について、貴管内関係者への周知徹底及び適切な指導を行うとともに、貴管内の市町村に対し、当該市町村管内関係者への周知徹底及び適切な指導を行うよう周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 残置物の処理責任の所在について

建築物の解体に伴い生じた廃棄物（以下「解体物」という。）については、その処理責任は当該解体工事の発注者から直接当該解体工事を請け負った元請業者にある。一方、建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（以下「残置物」という。）については、その処理責任は当該建築物の所有者等にある。このため、建築物の解体を行う際には、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要がある。

都道府県及び市町村におかれては、以上の点について、建築物の所有者、建設元請業者、廃棄物処理業者等の関係者への周知徹底及び適切な指導を行われたい。

2. 残置物の適正な処理を確保するための方策について

解体物は木くず、がれき類等の産業廃棄物である場合が多い一方、残置物については一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は当該廃棄物の種類及び性状により一般廃棄物又は産業廃棄物となる。

都道府県及び市町村におかれては、一般廃棄物に該当する残置物の処理について関係者から相談があった場合等には、当該市町村における一般廃棄物処理計画に沿った処理方法（適切な排出方法、市町村が自ら処理しない廃棄物については連絡すべき一般廃棄物処理業者等）を示すなど、適正な処理が実施されるよう指導されたい。

また、一般廃棄物に該当する残置物について、いわゆる夜逃げ等により当該建築物の所有者等が所在不明であるなどにより、当該建築物の所有者等による適正な処理が行われない場合には、関係者に対して適正な処理方法を示すほか、必要に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条各号に掲げる基準に従い市町村から適切な処理業者に対して残置物の処理を委託するなど、市町村におかれては一般廃棄物の適正な処理を確保されたい。

なお、残置物が一般廃棄物である場合、その処理を受託する者にあつては、産業廃棄物処理業の許可を取得していることのみでは足りず、市町村からの当該残置物の処理に係る委託又は一般廃棄物処理業の許可を受けなければならないことに留意が必要であり、市町村は、廃棄物処理法第7条第5項各号又は第10項各号に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。また、残置物の処理を受託する者において一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となる場合には、廃棄物処理法第15条の2の5に規定する産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例を活用することが可能であるので、併せて留意されたい。さらに、同条の規定に基づく届出の際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の7の17第3項第2号ハの規定に基づき、市町村からの委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者であることを示す書類を添付する必要があるため、市町村におかれては、当該特例の活用が想定される場合には、文書による委託を行う等、当該届出に必要な書類が準備できるよう配慮されたい。

3. その他

リフォーム工事など、建築物の解体以外の場合においても、当該建築物の所有者等が残置した廃棄物については、その処理責任は当該建築物の所有者等にある。このため、都道府県及び市町村におかれては、1. 及び2. の趣旨に鑑み、建築物の所有者、建設元請業者、廃棄物処理業者等の関係者への周知徹底及び適切な指導を行われたい。

事務連絡
平成30年6月22日

各都道府県・各政令市廃棄物処理担当部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

建築物の解体時等における残置物の取扱いに関する事例等について

日頃より廃棄物処理行政の推進について、種々御尽力、御協力いただき深く感謝しております。

さて、建築物の解体時等における残置物の取扱いについては、「建築物の解体時における残置物の取扱いについて（通知）」（平成26年2月3日付け環廃産発第1402031号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）及び「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）」（平成30年6月22日付け循環適発1806224号・循環規発1806224号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）により周知徹底及び適切な指導をお願いしているところです。

残置物の取扱いについては、地方公共団体、一般廃棄物処理業者、建設業者等の関係者が連携し、解体工事の発注者や元請業者等に対して適正な処理方法を周知すること等により、残置物の円滑な処理が行われている事例があります。貴部（局）におかれましては、別紙1も参考に、残置物の適正な取扱いについて、必要に応じて関係部局とも連携し、ホームページ等を活用した広報やリーフレットによる説明なども含め、様々な機会をとらえて建築物の所有者、建設元請業者、廃棄物処理業者等の関係者への周知徹底及び適切な指導を行うとともに、管内の市町村に対し、同様に当該市町村管内関係者への周知徹底及び適切な指導を行うよう周知をお願いいたします。

また、建築物の解体時等における残置物の適正な処理のため、別紙2のとおり解体工事の発注者及び建設元請業者向けのリーフレットを作成しましたので、建築物の所有者、建設元請業者、廃棄物処理業者等の関係者への周知等の際に適宜御参照、御活用ください。

【本件に関する連絡先】
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 大塚、渡井、大城

TEL 03-3581-3351 (内線 6857)

FAX 03-3593-8263

E-mail hairi-haitai@env.go.jp

廃棄物規制課 服部、川上

TEL 03-3581-3351 (内線 7859)

FAX 03-3593-8264

E-mail hairi-sanpai@env.go.jp

御施主(家主)・建設元請のみなさまへ

岐阜県土木建築解体事業協同組合
岐阜県解体・建廃事業協同組合
岐阜県清掃事業協同組合

家屋等建築物の解体・リフォーム工事の前に 『残置物(不要家財)』の 処分が必要です。

建築物解体・リフォームに伴う廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。

解体・リフォームする家屋等に残された残置物(不要家財)は「一般廃棄物」、解体・リフォーム工事によって取り壊されたものは「産業廃棄物」と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められております。

この法律では、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」それぞれの処理方法を明確に区分しており、「一般廃棄物」については、市町村もしくは市町村が許可した業者が、「産業廃棄物」については、岐阜県の許可した業者が取り扱うことができます。

※残置物とは…

建築物解体・リフォーム時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物(不要家財など)のことをいいます。一般家屋の解体・リフォームから発生する残置物(不要家財)は一般廃棄物となります。事業所等の解体・リフォームから発生する残置物は廃棄物の性状により、一般廃棄物若しくは産業廃棄物となります。(平成26年2月3日環境省通知)

残置物(不要家財)の種類目安は次の通りです

家電製品類	家具・寝具類	趣味用品・その他可燃ごみ
照明器具・電気スタンド	机・椅子	衣類
携帯電話・スマートフォン	テーブル・ソファー	紙・書籍類
電話・FAX	応接セット	遊戯具
扇風機	座椅子	プリンター・コピー機
空気清浄機	カラーボックス	楽器類
ビデオデッキ・各種レコーダー	衣装箱	食器類
ラジカセ・CD・DVDプレイヤー	鏡・鏡台	調理器具
各種ゲーム機	電話台	調理台・レンジ台
加湿器	テレビ台	米びつ
炊飯器	洗面化粧台	自転車・車椅子
電子レンジ	棚(本・戸・食器)	一輪車・三輪車
食器洗乾燥機	ロッカー	芝刈り機
オーブントースター	タンス	ミシン
ホットプレート	カーテン	卓上ガスコンロ
浄水器	カーペット・じゅうたん	鉢・プランター
ポット	ついたて	スーツケース
ストーブ・ファンヒーター	アイロン台	健康器具
ガス湯沸器	下駄箱	傘
ガス台	ベッド	ベビーカー・チャイルドシート
電気こたつ	布団・毛布・座布団	脚立
掃除機	マットレス	ゴルフ用具・スキー用具
ズボンプレスナー	傘立て	スポーツ・アウトドア用品
アイロン 等	キャスターハンガー 等	物干し竿・物干し台 等

※作り付けの家具は、解体・リフォーム工事の対象物になります。

家電リサイクル法対象品目

テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)	エアコン(室内機・室外機・ウィンドタイプ)
冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・ワイン庫・冷温庫	洗濯機・衣類乾燥機

- 家電リサイクル対象品目は、家電リサイクル法処理いたしますので、リサイクル券の貼り付けが必要になります。
- 収集運搬料金に別途リサイクル費用が必要となります。
- 一部対象にならないもの(天井埋め込み型のエアコンやプロジェクションテレビ、業務用保冷庫など)もあります。

パソコンリサイクル

パソコン本体(ディスプレイ一体型)	ディスプレイ(CRT・液晶)
-------------------	----------------

- パソコンについては、「資源有効利用促進法」または「小型家電リサイクル法」に基づいて、再資源化が行われております。
- 詳しくは各市町村担当窓口又は一般社団法人パソコン3R推進協会(TEL03-5282-7685 <http://www.pc3r.jp/>)へお問い合わせください。

小型家電リサイクル

- 2013年4月から小型家電リサイクル法がスタートしました。
- ご家庭で使用される幅広い家電製品が対象となっており、市町村ごとに回収対象としている品目が異なりますので、各市町村窓口へお問い合わせください。
- 不要品無料回収業者に、小型家電製品の回収を依頼することは違法です。**

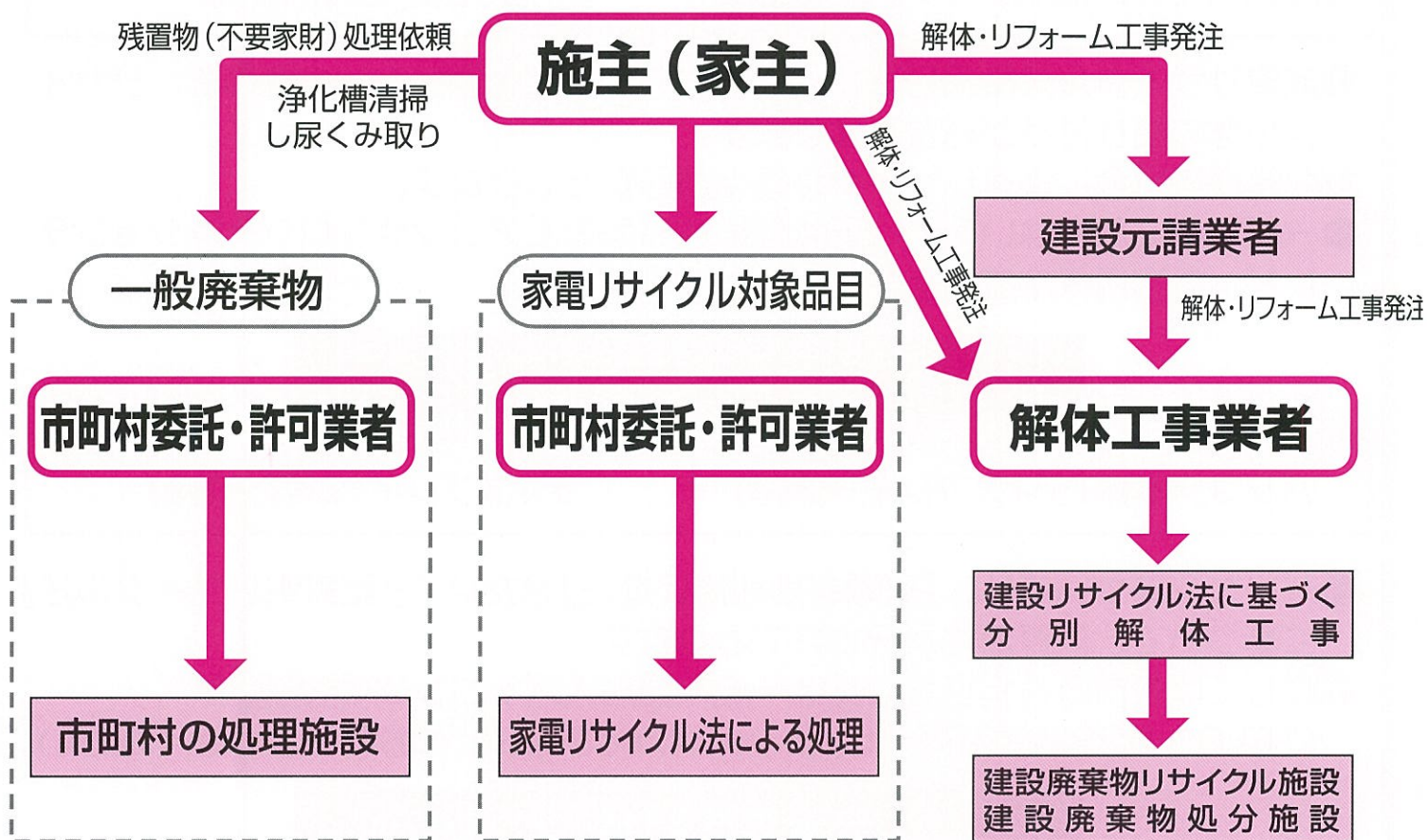
し尿くみ取り・浄化槽のことは
お住まいの市町村にお問い合わせください。

残置物(不要家財)や家電リサイクル法対象廃棄物等の処理方法は、市町村によって取り扱いが異なる場合があります。具体的な取り扱いについては、事前にご相談ください。

岐阜県清掃事業協同組合
連絡先 TEL.058-276-8456

残置物(不要家財)処分から分別解体・リフォーム工事実施への流れ

不要家財などの残置物は解体・リフォーム工事着手前に必ず処理しなければなりません。
解体・リフォーム工事に着手する一週間ほど前に、一般廃棄物処理業者へのご連絡をお願いします。



不要家財処理及び家屋解体工事のご相談は、下記にご連絡ください。

不要家財処理
のことは

岐阜県清掃事業協同組合へ
TEL.058-276-8456

家屋解体工事
のことは

岐阜県土木建築解体事業協同組合へ
TEL.058-274-3315

岐阜県解体・建廃事業協同組合へ
TEL.058-277-8861

私達は、廃棄物の適正処理推進に協力して取り組んでいます。